

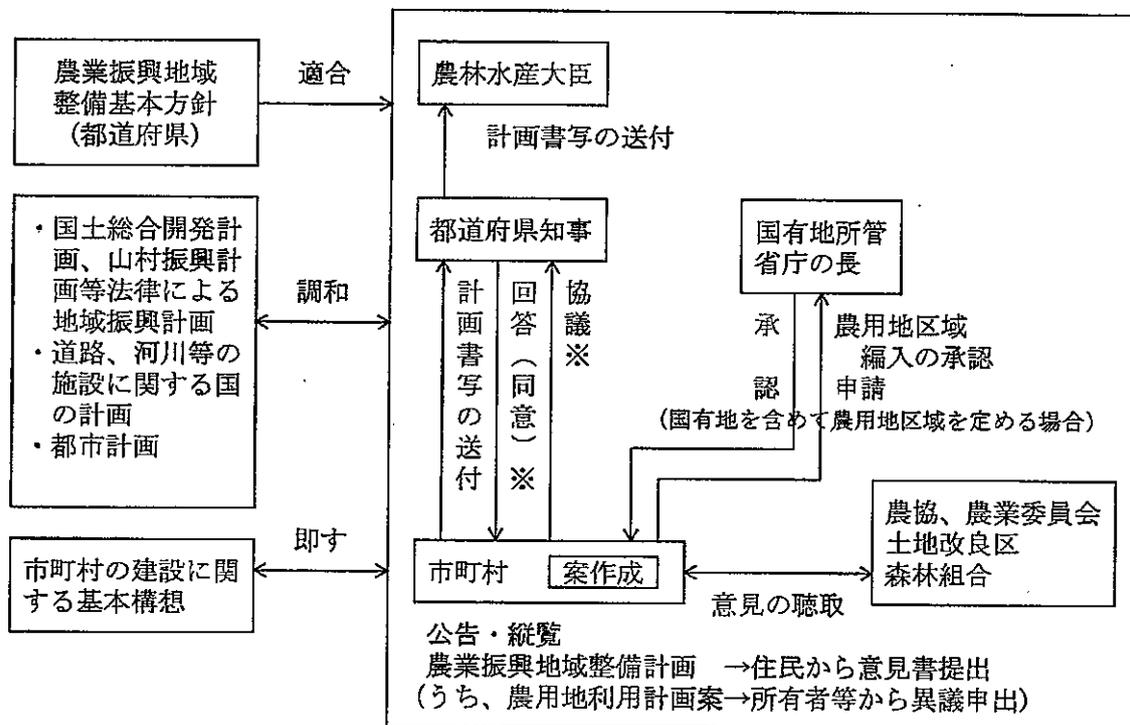
農業振興地域の整備に関する 管理事務取扱の手引き

平成24年1月

滋賀県農政水産部農政課

6. 農業振興地域整備計画（市町村計画）の策定（法第8条）

市町村は、農業振興地域について農業振興地域整備計画を定める。



※農用地利用計画のみ

(1) 農業振興地域整備計画（法第8条）

- ① 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、森林組合の意見を聴いて、農業振興地域について農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）を定めなければならない（法8条1項）。
- ② 農振整備計画には、次の事項を定める。
 - ア 農用地利用計画（農用地等として利用すべき土地の区域（＝農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分）
 - イ 農業振興地域の一体的な整備のためのマスタープラン
- ③ 農振整備計画は、おおむね10年を見通し、例えば次のような当該農業振興地域における農業振興の方向を明らかにした上で、これに即して策定することが適当である。
 - ア 地域の概況
 - イ 農業振興の基本構想（農業近代化の基本的考え方）
 - ウ 農業生産等の目標（重点作目、生産量目標等）
 - エ 農業経営等の指標（農家・農業就業人口見通し、目標営農類型、農業生産組織等）

農業振興地域整備計画の内容

